

福井市U・Iターン世帯特公賃家賃支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 U・Iターン世帯特公賃家賃支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、福井市住宅基本計画に基づき、県外から本市に転入する世帯に対して、市営特定公共賃貸住宅の入居に係る家賃の一部を補助することにより、移住定住を促進し、ふくいらしい魅力的な住環境の推進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) U・Iターン世帯 県内に転入する直前の住所が、連続して3年以上県外に有する者を含む世帯(新規卒業者、転勤等の転入を除く。)をいう。
- (2) 世帯 住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。
- (3) 家賃 福井市営特定公共賃貸住宅使用請書に定められた賃借料の月額をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の全てに該当する者とする。

- (1) U・Iターン世帯
- (2) 3年以上本市に居住する意思を有する者

2 前項に掲げる補助対象者は、次のいずれにも該当しない者であることとする。

(1) 過去に、この要綱による補助金を受けたことのある者

(2) 補助金の交付の対象となる経費において、国又は地方公共団体による他の補助金を受けている者

(3) 市町村税及び家賃の滞納のある者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

(5) 前各号に掲げる者のほか市長が不適當と認める者

3 前2項の規定に適合する者が2名以上いる場合は、その中で代表となる者1名を補助対象者とする。

(補助対象住宅)

第5条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次のいずれかに該当する住宅とする。

(1) 市営特定公共賃貸住宅 福団地B棟

(2) 市営特定公共賃貸住宅 新田塚団地C棟

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象住宅への入居に係る家賃とする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、月額25,000円とする。

2 補助金の交付の開始は、第9条に規定する交付の決定をした日が属する月の翌月(当該日が月の初日である場合は当該日の属する月)からとし、交付期間の合計は12月とする。

3 補助金の交付の終了は、交付期間の合計が12月を超えたとき又は

第 4 条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったときのいずれか早い方とする。ただし、補助対象者の要件を満たさなくなった日が月の末日でない場合は、補助対象者の要件を満たさなくなった日が属する月の前月までとする。

4 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日の間に、交付決定を受けた者については、第 2 項中「1 2 月」を「2 4 月」と読み替える。

(交付申請等)

第 8 条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助対象住宅の住宅使用請書の契約の前に、福井市 U・I ターン世帯特公賃家賃支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に別表 1 に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 当該補助対象住宅での居住を 3 月(3 月 1 日を除く。)を開始する場合は、前項の申請書に併せて、福井市 U・I ターン世帯特公賃家賃支援事業補助金交付決定前着手届(様式第 1 号の 2)を市長に届け出なければならない。

(交付決定等)

第 9 条 市長は、規則第 4 条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、福井市 U・I ターン世帯特公賃家賃支援事業補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

2 ただし、前条第 2 項の交付決定前着手届を届け出たときは、当該補助金の交付を申請した者は前項の通知を受ける前に、補助対象住宅の入居の許可を受け居住を開始することができる。

(交付延長申請)

第 10 条 補助金の交付の決定を受けた者は、第 7 条に規定する交付対象期間の範囲内で年度毎に補助金の交付の延長申請をすることができ

る。

2 前項に規定する補助金の交付を延長申請しようとする者は、その期間の開始以前に福井市U・Iターン世帯特公賃家賃支援事業補助金交付延長申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 前条第1項の規定は、前項の規定による申請があった場合において準用する。

(着手、変更、取下げ)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、入居の許可を受け居住を開始しなければならない。

2 補助金の交付の決定を受けた者は、補助内容又は補助金の額に変更(軽微な変更を除く。)を生じる場合は、市長に福井市U・Iターン世帯特公賃家賃支援事業補助金交付変更申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

3 第9条第1項の規定は、前項の規定による申請があった場合に準用する。

4 補助金の交付の決定を受けた者は、交付申請を取り下げる場合は、市長に福井市U・Iターン世帯特公賃家賃支援事業補助金交付申請取下げ届(様式第5号)を届け出なければならない。

(実績報告)

第12条 補助金の交付の決定を受けた者は、交付の決定に係る期間の終了後、規則第11条の規定により、当該通知日の属する年度の3月31日までに、福井市U・Iターン世帯特公賃家賃支援事業完了実績報告書(様式第6号)に別表2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 1 3 条 市長は、前条の規定による完了実績報告書の提出を受けたときは、規則第 1 2 条の規定により、交付する補助金の額を確定し、福井市 U・I ターン世帯特公賃家賃支援事業補助金額確定通知書(様式第 7 号)により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付請求)

第 1 4 条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第 1 4 条の規定により、福井市 U・I ターン世帯特公賃家賃支援事業補助金交付請求書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 1 5 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第 4 条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 完了実績報告書を第 1 2 条に規定する日までに提出しないとき。
- (4) 補助金の交付の決定を受けた者について、市長がこの要綱の目的に反することがあると認めるとき。
- (5) 取下げ届を受理したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合には、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(個人情報の利用目的)

第 1 6 条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。ただし、平成 30 年 3 月 31 日以前に、「福井市若年夫婦世帯等家賃補助事業補助金交付要綱」で事業計画の承認を受けたもの及び「福井市若年夫婦世帯等住宅応援家賃支援事業補助金交付要綱」の規定により交付決定を受けたものについては、補助金の交付期間が 24 月未満のものに限り、この要綱の規定により、交付期間の累計が 24 月に達するまで、継続して補助を受けることができるものとする。このとき、福井市若年夫婦・子育て世帯家賃支援事業補助金交付要綱第 7 条、第 8 条第 2 項及び第 12 条の規定は適用されないものとする。

(失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 6 年 3 月 3 1 日から施行する。

別表 1 (第 9 条関係) 申請書に添付する関係書類

- (1) U・I ターン世帯特公賃家賃支援概要書
- (2) 戸籍の附票
- (3) その他市長が必要と認める書類

別表 2 (第 1 2 条関係) 完了実績報告書に添付する関係書類

- (1) 補助対象住宅に居住する者の市町村税の納税証明書(非課税の者は非課税証明書)
- (2) その他市長が必要と認める書類